

第22回 安来市農業委員会議事録

平成31年4月22日 午後2時00分 第22回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番 北中 宏一君	2番 武上 隆雄君	3番 杉原 建君	4番 木戸 芳己君
5番 仲佐 久子君	6番 北川 正幸君	7番 安松 智君	8番 藤原 明紀君
9番 増田 和夫君	10番 板垣 裕志君	11番 新田 里恵君	12番 塩見 秀雄君
13番 板金 悟君	14番 渡邊 克実君	15番 佐々木吉茂君	16番 岡田 一夫君
17番 吉村 正君	18番 齋藤 哲君	19番 渡辺 和則君	

2. 欠席委員

なし

3. 出席事務局

中村 一博君 堀江 雄二君 原 美穂子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 平成31年4月22日 1日
日程第 3	議第88号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	議第89号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 5	議第90号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	議第91号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 7	報第89号 農農用地利用配分計画の認可の公告について
日程第 8	報第90号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 9	報第91号 農地法第18条の規定による通知について
日程第10	報第92号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について
日程第11	報第93号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について
日程第12	議第92号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について
日程第13	議第93号 平成31年度及び令和元年度安来市農業委員会の活動計画（案）について

5. 議事

事務局：中村 一博君

定刻になりましたので、只今から第22回安来市農業委員会を始めさせていただきます。
本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表であります。ご確認をお願いします。
初めに、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【挨拶】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：中村 一博君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第27条第3項に基づき定足数に達しましたので、第22回安来市農業委員会の会議を開催します。

議長：岡田 一夫君

欠席委員はありますか。

事務局：中村 一博君

ありません。

議長：岡田 一夫君

続きまして、ただいま、お手元に配布のとおり、追加議案として「議第92号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」及び「議第93号 平成31年度及び令和元年度 安来市農業委員会の活動計画(案)について」が提出されました。

お諮りいたします。この際、これを本日の日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：岡田 一夫君

ご異議なしと認めます。よって本件を本日の日程に追加し、審議することにいたします。

議長：岡田 一夫君

日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により9番 増田委員、10番 板垣委員 を指名いたします。

議長：岡田 一夫君

日程第2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：岡田 一夫君

ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

ここで事務局より報告があります。

事務局：堀江 雄二君

失礼します。議事に入る前に、議案の修正が2箇所ございます。議第90号 農地法第5条の規定による許可申請について 10ページの4番の合計面積「169.70」を「685.00」に修正願ひます。また、議第91号 農用地利用集積計画の決定について 21ページの22番の貸借終了「H33.12.31」を「H34.12.31」に修正願ひます。なお、元号が平成表記となっておりますが、システム上の事情でございまして、5月1日にならないとシステム改修ができないため、ご理解いただきますようお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

日程第3 議第88号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

2ページをご覧ください。議第88号 農地法第3条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて3ページから5ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、7件で、すべて「所有権移転」に関する案件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は耕作便利による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。①小作人の有無については、申請のうちにつき小作人は、いません。②全部耕作については、権利取得後に、今回取得する農地を含めて全ての農地において作物を栽培する計画になっています。③農作業の常時従事については、権利を取得する者が、取得後において耕作に必要な農作業に常時従事します。④下限面積については、権利を取得する者が、取得後において農地の面積の合計が50aに達しています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約300m 農機具は、田植え機1台、コンバイン1台、トラクター2台、乾燥機2台を所有しています。労働力は本人及び家族1名の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり1,000,000円です。

2番は経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約100m 農機具は、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しています。労働力は本人及び家族2名の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり80,000円です。

3番は受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約600m以内 農機具は、トラクター1台、コンバイン1台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人及び家族2名の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。

4番は経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約800m 農機具は、田植機1台、コンバイン1台、草刈機1台を所有しています。労働力は本人及び家族2名の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり、1,891,659円です。

5番は受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約40m 農機具は、田植機1台、トラクター1台、コンバイン1台、乾燥機1台、精米機1台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人及び家族1名の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。

6番は受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約1km 農機具は、トラクター1台、コンバイン1台、乾燥機1台、ハーベスター1台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人及び家族1名の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。

7番は経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約100m 農機具は、軽トラック1台、草刈機1台を所有しています。その他の大農機具については、作業委託で対応しています。労働力は本人及び家族1名の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり、4,000,000円です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から補足説明を1番と4番の案件について14番 渡邊委員 お願いします。

14番 渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。まず1番案件の場所ですが、県道荒島広瀬線に西中津の公会堂がございます。公会堂の所の市道と県道が交わる交差点を飯梨川西堤防方面に約300m行った右側が申請地となります。譲受人は22,660㎡の耕地面積を所有し意欲的に営農に取り組んでおります。また、隣接する農地も本人所有であるため、他への影響はないものと考えます。委員の皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。続きまして4番案件でございますが、場所は9号線と県道荒島広瀬線との交差点より安来方面に約300m行き、田頼川を渡り、その先右側に蕎麦屋の店舗と工場の敷地がございます。その裏側、南側が申請地でございます。譲受人は9,927㎡の耕地面積を所有し、意欲的に営農に取り組んでおります。この案件について他に影響はないものと考えております。委員の皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長：岡田 一夫君

2番の案件について 2番 武上委員 お願いします。

2番 武上 隆雄君

2番 武上です。番号2の案件について説明いたします。まず申請場所でございますが、安来伯太日南線の城谷橋の信号機より伯太方面に1.5km行ったところに吉岡橋があります。そこを右折して橋を渡り左折して10m行くと、右手へ下る道路があります。これを50m行き左折し、5m先に譲受人の家があります。その家から少し行ったところが申請地でございます。譲受人は現在17,920㎡の農地を所有し意欲的に耕作しております。申請土地は譲受人が耕作している農地と隣接しており、周辺農地への影響はないと考えます。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

3番の案件について 9番 増田委員 お願いします。

9番 増田 和夫君

9番 増田です。まず所有地に中津町と田頼町がありますが、大半が西赤江町で荒島の管轄ですので、私が説明させていただきます。国道9号線より県道広瀬荒島線を約2.2km広瀬方面に行き左折し、約200m行った字別所の10筆が該当の土地でございます。また、県道を今度は左折し100m行ったところが、字弓張の4筆でございます。そこから東に約350m行ったところが議案4ページ一番上の中津町の土地でございます。議案5ページの田頼町の2筆は県道広瀬荒島線と広域農道が交差する交差点より西に約1.7km行き、右折して50mを左折して約800m行ったところが現地でございます。この案件は生前贈与でありまして、譲渡人も当分の間は一緒に農業をするということで周辺農地に与える影響はないと考えております。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長：岡田 一夫君

5番と6番の案件について 10番 板垣委員 お願いします。

10番 板垣 裕志君

10番 板垣です。5番案件、6番案件の場所の説明をさせていただきます。国道432号線を広瀬から比田方面に向かうと、布部ダムがございます。そのダムの上に西谷入口がございます。そこから急カーブが1kmほど続きますが、急カーブを出て直線になるところの右側に駒場公会堂がございます。その左側の川端が5番案件の2筆でございます。それから6番案件につきましては、この公会堂から上に農道を20mほど上がると空き家が1軒ございます。その上にあるのがこの6番案件でございます。両方とも譲受人は意欲

的に農業をされており、他の農地に影響があることはございません。審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長：岡田 一夫君

7番の案件について 8番 藤原委員 お願いします。

8番 藤原 明紀君

8番 藤原でございます。3条申請の7番案件の場所を説明させていただきます。安来木次線と広瀬荒島線が交差する古川町の信号機のある交差点がございますが、この交差点を東の方向に250m行きますと直角に右に曲がります。その角から200m行ったところの右側が該当する土地でございます。譲受人は14,670㎡耕作しております。今回の譲り受ける土地は自分の所有の農地と隣り合っており、耕作便利もあるということでございます。周りの農地に影響を与えることはないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。1番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。2番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。3番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。4番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。5番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、6番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。6番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、7番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。7番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第4 議第89号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

6ページをご覧ください。議第89号 農地法第4条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第30条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。7ページに案件の内容、8ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第

2種農地と判断します。転用の目的は、墓地となります。申請者は、信徒のため平成25年に墓地を造成し、経営を開始しましたが、完売しています。その後、信徒からの墓地を求める要望があり、墓地の増設を計画しました。目的の性質上、寺院や既存墓地の近くに設置する必要があり、農地以外の適地を探しましたが見つからず自己が所有する農地に整備するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第4条第2項第6号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。また、墓地に関する経営許可申請も同時になされています。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 1番 北中委員 お願いします。

1番 北中 宏一君

1番 北中です。8ページの地図をご覧ください。右下の広域図に安田小学校があるところから説明させていただきます。県道米子広瀬線を安田小学校から北へ400m行き、的場交差点を右折し900m先をさらに右折し、道なりに300m進んだところが申請地となります。

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査報告を2班 12番 塩見委員 お願いします。

12番 塩見 秀雄君

12番 塩見です。現地調査の報告をいたします。今月の調査班は2班で、4月19日午後13時35分から事務局より説明を受け、現地の確認をしてきました。安松班長、杉原委員、仲佐委員、渡辺代理、岡田会長、事務局より中村局長、堀江係長、今回発表する塩見とで現地を確認してきましたので報告いたします。農地法4条の申請について、墓地の申請ですけれども、地元委員の北中委員より説明を受けました。申請理由については先ほど事務局より説明がありましたので省きます。地元の北中委員より説明がありましたので報告いたします。今回の申請地は伯太町安田959番5の1筆、地目は畑、116㎡です。既存の墓地の高さまで約70～90cm上げて、周囲をL型コンクリートで囲い、土砂を埋め立てて造成するやり方です。この中に9区間確保する予定であります。雨水は自然流水とする。関係書類等も添付されていたので、調査班としては許可妥当と判断いたしました。委員の皆様方の判断をよろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

地元委員から補足説明がありましたら説明をお願いします。

議長：岡田 一夫君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

18番 齋藤 哲君

はい。

議長：岡田 一夫君

18番 齋藤委員。

18番 齋藤 哲君

18番 齋藤でございます。広域図で見ますと、お寺と墓地の位置が離れているように思われますが、隣接の位置関係にあるわけですか。

12番 塩見 秀雄君

お寺の所有土地です。

18番 齋藤 哲君
隣地ですか？

12番 塩見 秀雄君
墓地へ行くまでの土地に駐車場があります。

18番 齋藤 哲君
飛び地ですか。

12番 塩見 秀雄君
飛び地です。

1番 北中 宏一君
よろしいでしょうか。

議長：岡田 一夫君
1番 北中委員。

1番 北中 宏一君
1番 北中です。補足で説明させていただきます。右側にあるお寺の左側に空き地があり、駐車場になっています。その先に、雑種地を墓地にしたところがあり、そのすぐ隣が今回の申請地のため、一続きの土地になっています。以上です。

議長：岡田 一夫君
18番 齋藤委員、よろしいでしょうか。

18番 齋藤 哲君
はい。

議長：岡田 一夫君
他に質問はございますか。

議長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君
日程第5 議第90号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君
9ページをご覧ください。議第90号 農地法第5条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の2の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めます。

のです。10ページに案件の内容、11ページから14ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、4件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、土地の区分は、農用地区域内農地です。転用の目的は、営農型発電設備で、権利の設定は賃借権の設定です。期間は一時転用で3年間です。本件はすでに発電設備として利用されており追認案件となります。申請書には顛末書が添付されております。譲受人は平成29年3月21日付で農地の一時転用の許可を受けています。許可後、発電設備を設置しようとしたところ、設置箇所が海岸に近いので、申請書に添付した事業計画にある設備支えるスクリーン型の杭では塩の影響を受けた腐食のおそれがあること、加えて地盤が軟弱なため設備の重量に耐えられず倒壊のおそれがあることが判明しました。この状況を解決するため杭と農地の間にコンクリートを設置しましたが、現場状況への対応を急ぐあまり、計画変更について農業委員会への協議及び農地法の手続きを失念してしまい実施してしまったものです。当時、一時転用面積の追加について農地転用申請が行われておれば許可適当となる案件であり、譲受人についても過去に違反転用はなく、悪質性はないと考えます。一時転用に関する面積は、1筆あたり9.57㎡から35.79㎡増加し、45.36㎡となります。一時転用にあたり、次のことを確認しています。(1)下部の農地における営農が適切に継続される事(2)簡易な構造で、容易に撤去できる支柱である事(3)支柱の高さ、間隔等から見て農作業に必要な機械等を効率的に利用できる空間が確保されている事(4)周辺農地への影響がないこと(5)支柱を含め営農型発電設備を撤去するために必要な資力及び信用があること このうち、(1)営農の適切な継続とは、国の通知によれば、下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少していないことを指します。発電設備の設置の遅れから下部の農地における営農はこれからはなりますが、「サカキ」「シキミ」を栽培し、平均的な単収と比較して8割以上となる計画となっています。これは、農地法施行令第11条第1項第1号、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供する事が必要であると認められる場合に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この土地の賃貸料は、1筆あたり年138,400円です。

2番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用の目的は、個人住宅で、権利の種類は使用貸借権の設定です。譲受人は、現在、譲渡人と同じ地区のアパートに妻と子供3人の5人で生活しています。子供の成長に伴い、アパートが手狭になったこと、祖父母、両親の生活を支援していくことから個人住宅の建設を計画しました。実家は祖父母及び両親が生活しており増改築の余地がなく、目的の性質上、実家の近くに建設する必要があり、農地以外の適地を探しましたが見つからず、祖父である譲渡人が所有する農地に整備するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。

3番は、農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断します。転用の目的は、農機具格納庫及び進入路で、権利の設定は使用貸借権の設定です。譲受人は、同地区において農業を営んでいますが、農機具の保管場所がなく、雨ざらしの状態であり、管理が悪い状況にあることから、農機具格納庫の建設を計画しました。農地以外の適地を探しましたが見つからず、また周辺農地は圃場整備の対象地になっていることから自宅に隣接する父親が所有する農地に整備するものです。これは、申請に係る農地を農業用施設にすることから、農地法施行令第11条第1項第2号イに該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。

4番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用の目的は、個人住宅で、権利の種類は使用貸借権の設定です。譲受人は、現在、同地区内の実家に妻、祖母、両親、兄弟の6名で同居していますが、現在の居住スペースが手狭になっていること、今後、家族が増えることから個人住宅の建設を計画しました。引き続き、同地区内での生活を希望することから、実家の近くの農地以外の適地を探しましたが見つからず、父親である譲渡人が所有する農地に整備するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 7番 安松委員 お願いします。

7番 安松 智君

7番 安松でございます。1番案件の場所について説明させていただきます。11ページの位置図をご覧ください。図の下部左右に走っている道路が国道9号線で、JR安来駅から約4.8km米子方面に行ったところが、図中下の方にあります門生交差点でございます。その北北東約500m近辺に昭和20年代から30年代にかけて干拓された県営代行干拓地である中海町があります。その中の色塗りがしてあります8筆が申請場所となっております。以上でございます。

議長：岡田 一夫君

2番の案件について 17番 吉村委員 お願いします。

17番 吉村 正君

17番 吉村です。地図の12ページをご覧ください。地図の上の方に市役所の広瀬庁舎その左側白いスペースがありますが、これは小学校のグラウンドになります。そこから南の方に約200m行き、市道に囲まれた変形した台形的な土地であります。その該当地の左隅の方に四角いところがありますが、ここはすでに宅地となっております。またその左側が申請人の実家になります。以上です。

議長：岡田 一夫君

3番の案件について 3番 杉原委員 お願いします。

3番 杉原 建君

3番 杉原です。番号3の場所の説明をいたします。13ページの地図をご覧ください。右下図の折坂入口コンビニの交差点の信号機より県道布部安来線を南方向、吉田方面に2.5km進み右折、50m行ったところが申請場所です。以上です。

議長：岡田 一夫君

4番の案件について 1番 北中委員 お願いします。

1番 北中 宏一君

1番 北中です。県道米子広瀬線、安田小学校より南へ100m行き、右折し200m進んだところが位置図の14ページの左上の交差点です。そのまま東へ進み右折した先が、地図の下の方にある申請地です。以上です。

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査について2班からの調査報告を12番 塩見委員 お願いします。

12番 塩見 秀雄君

12番 塩見です。現地調査報告を行います。1番案件について農地法第5条の営農型発電設備、申請理由については先ほど事務局より説明がありましたので省きます。地元委員、安松委員より説明を受けました。今回の申請は追認案件であります。平成29年3月21日付で許可済みの案件です。当初の計画では、架台足元の工法としてスクリー工法を採用していましたが、その後実施に当たり設置個所が海側に沿ったところにあるため、潮の影響を受けスクリー杭が腐食する可能性があり、コンクリート基礎工法に変更されたものです。当初より286.32㎡多くなり、追認申請が出されたものです。顛末書が添付されており、調

査班としては許可妥当と判断いたしました。委員の皆様方の判断をよろしくお願いいたします。

続いて2番案件ですが、農地法第5条の個人住宅、申請理由については先ほど事務局より説明がありました。地元委員、吉村委員より説明を受けました。今回の申請地は広瀬町広瀬616番6、1筆356㎡です。申請地は約30cmの盛土をして整地する。木造2階建て1棟と車4台分の駐車場、それと庭を造るということであり、汚水については公共下水道に流し、雨水は申請地北側の既設道路側溝に流します。関係書類等添付されており、調査班としては許可妥当と判断いたしました。委員の皆様方の判断をよろしくお願いいたします。

次に3番案件ですが、農地法第5条農機具格納庫及び進入路、申請理由は先ほど事務局から説明がありました。地元委員、杉原委員より説明を受けました。今回の申請地は下吉田町の624番10と11の2筆、地目は畑、169.7㎡。農機具格納庫、これは鋼板製です。それと進入路を造るということであり、盛土、切土はしないということであり、雨水については申請地北側の既存の水路に排水する。関係書類等も添付されておりましたので調査班としては許可妥当と判断いたしました。委員の皆様方の判断をよろしくお願いいたします。

続いて4番案件ですが、農地法第5条の個人住宅、申請理由については先ほど説明があった通りです。地元委員、北中委員より説明を受けました。今回の申請地は伯太町安田中485番2の1筆、685㎡です。三方にL型コンクリート擁壁で囲い、道路の高さまで約1mくらいですが、上げて造成されます。木造2階建て1棟と、車庫2台分と庭を造るということであり、汚水は集落排水に排水し、雨水は申請地左側側溝に流すということです。関係書類等も添付されておりましたので、調査班としては許可妥当と判断いたしました。委員の皆様方の判断をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長：岡田 一夫君
地元委員から補足説明がありましたら説明をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。1番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。2番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。3番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。4番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第6 議第91号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

15ページをご覧ください。議第91号 農用地利用集積計画の決定について このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請につきましては、18ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権が53件、73,050㎡、使用貸借が8件、8,241㎡、所有権が4件、12,285㎡、全体で65件、総面積が93,576㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課 奥野 嗣明君

失礼します。4月から農地集積の担当となりました農林振興課の奥野と申します。よろしくお願いいたします。議第91号についてご説明いたします。詳細は19ページからになります。今月の利用集積計画は番号22番及び23番は、農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものです。また番号37番は農業経営基盤強化促進法第7条に規定する農地中間管理機構特例事業により公益財団法人しまね農業振興公社が農地を取得するものです。番号1番～21番、24番～36番はいわゆる利用権設定の申請であり、その中で25番～30番までの方と31番～36番の方までは平成31年1月30日に認定新規就農者審査会で認定された新規就農者となります。いずれも経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

17番 吉村 正君

はい。

議長：岡田 一夫君

17番 吉村委員。

17番 吉村 正君

17番 吉村です。新規就農者2名の方の営農の概要が分かれば教えていただきたいということと、最後の案件で中間管理事業の特例で取得とありましたが、どういう特例か分かればお願いします。

農林振興課 奥野 嗣明君

新規就農者の方ですが、最初の方については有機農産物野菜を計画されていまして、作付面積は28.8aで最終的には60aまでと計画されています。もう一人の方も同様に、ほうれん草、小松菜、水菜といった有機農産物野菜を計画されています。特例事業の方ですが、こちらの方は基本的には売り手が決まっている中で事業ですが、実際買われる方がスムーズに営農が出来るように、市から公社に依頼し、調整を図るといった中で農地の所有権移転をスムーズにさせるというものです。この事業を利用できるのは認定農業者、新規就農者あるいは事業を継承される方で、市町村等が調整し、良いと認められた方がこの事業を使って所有権移転をされる形になります。メリットといたしましては、売られる方につきましては、譲渡所得の特別控除が受けられます。買われる方につきましては、登録免許税や不動産所得税の一部が控除されるということになります。他には登記の費用が軽減されるということや、登記の手続きの方も自分たちでやらなくても出来るというメリットがございます。この事業を使いますと農地を売りたい人につきましては、農業者年金の経営移譲年金の加算付年金の支給対象となるということもございます。

議 長：岡田 一夫君

よろしいでしょうか。

17番 吉村 正君

はい、ありがとうございました。

議 長：岡田 一夫君

他に質問はございますか。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第7 報第89号 農用地利用配分計画の認可の公告について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

24ページをご覧ください。報第89号 農用地利用配分計画の認可の公告について このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により公告されたので報告するものです。27ページから42ページに農用地利用配分計画の認可の公告の内容をつけていますのでご覧ください。農地中間管理事業によりしまね農業振興公社に利用権が設定された農地170筆が、このたび、法人及び個人に賃借権の設定を受けた旨が公告されました。認可年月日は平成31年3月26日となっております。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第8 報第90号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

44ページをご覧ください。報第90号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。45ページから47ページに届出内容を載せていますのでご覧下さい。今月の届出については、3件で、全て相続です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第9 報第91号 農地法第18条の規定による通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

48ページをご覧ください。報第91号 農地法第18条の規定による通知について このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。49ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、3件で、すべて農業経営基盤強化促進法による解約です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第10 報第92 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

50ページをご覧ください。報第92号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について このことについて、別紙のとおり廃土処理の届出書の提出がありましたので報告するものです。51ページに届出内容を載せていますのでご覧下さい。今月の公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出は3件で、安来市長 近藤宏樹、担当部署建設部土木建設課より届出があったものです。事業名は、3件とも「社会資本整備総合交付金事業中島津田平線道路改良工事（その2）」で、平成30年10月18日から令和元年5月31日までです。この届出は、平成30年10月4日に届出があった事業の工期変更による再度の届出です。終了後は畑として使用されます。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第11 報第93号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について を 議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

52ページをご覧ください。報第93号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について このことについて

て、別紙のとおり農地の一時転用の届出書の提出がありましたので報告するものです。53ページに届出内容が載せていますのでご覧下さい。今月の公共事業に伴う農地一時転用に係る届出は1件です。1番は、届出者は安来市長 近藤宏樹、担当部署建設部土木建設課です。事業名は、「防災・安全交付金事業山根1号線工事(その2)」で、平成31年1月7日から令和元年6月28日まで、作業ヤード及び残土仮置場として使用します。この届出は、平成30年12月28日に届出があった事業の工期変更による再度の届出です。終了後は農地に復元されます。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

続きまして、追加議案になりますが、日程第12 議第92号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、日程第13 議第93号 平成31年度及び令和元年度 安来市農業委員会の活動計画(案)については、一括して議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

議第92・93号は、一括して説明します。別冊の議案その2の1ページをご覧下さい。議第92号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について このことについて、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の審議を求めるものです。2ページから9ページにかけて審議をしていただく内容を載せています。続いて10ページをご覧ください。議第93号 平成31年度及び令和元年度安来市農業委員会の活動計画(案)について このことについて、平成31年度及び令和元年度の安来市農業委員会の活動計画(案)の審議を求めるものです。11ページから13ページにかけて審議をしていただく内容を載せています。説明しました2つの議題は農業委員会等に関する法律第37条の規定により公表することとなっています。ここで議決されますと、5月にホームページで公表する予定です。以上です。

議長：岡田 一夫君

事務局より説明がありました議題92号、議題93号について、一括で質疑に入ります。質問のある方はご発言をお願いします。

17番 吉村 正君

はい。

議長：岡田 一夫君

17番 吉村委員。

17番 吉村 正君

17番 吉村です。2点ほどですが、遊休農地の関連についての点検評価と計画、関連だと思しますので合わせてお願いします。資料でいきますと、5ページのところの4番目の遊休農地に関する措置に関する評価の一番下の評価で、「1年間活動を一生懸命行ったが」とありますが、公表を念頭にすれば、一生懸命やるのなら目標くらい達成できるだろうという答えが返ってきそうですので、素直に「活動を行ったが」くらいに収めた方が良いのではないかと思います。それと、ここでは遊休農地の10%解消が最低限の目標だったということが謳ってありますが、それに対する評価が不足ということだった、達成できなかったというのが反省です。合わせて新しい活動計画ですが、13ページの4番、遊休農地に関する措置、遊休農地が40.8haで、目標及びその2のところ、令和元年度の目標及び活動計画で解消面積の目標が1.0ha、先ほどの10%が最低限目標と言っておきながら、目標がこうなのはちょっと整合性がとれないのではと思いま

す。

事務局：堀江 雄二君

失礼いたします。1点目の目標及び活動に関する活動評価における1年間活動を一生懸命行ったという表現については、事務局の方でももう少し表現を考える余地はあるかなと思っております。2点目の部分ですが、目標に対する評価で10%の解消はという部分は昨年と同じ表現を使っているということと、もう一つは計画の4番の目標の1haにつきましては、農業委員会の最適化指針のところで平成29年から平成31年までで13.6haを10.6haにする目標ということで、単純に3で割って1haとなっていますので、吉村委員の仰られることについて、確かに読む人によっては疑問に思われるかなと思いますので、他の委員の皆様からご意見等がなければ、整合性がとれるような形で修正を行いたいと思います。以上です。

議長：岡田 一夫君

他にご意見がありますか。

7番 安松 智君

はい。

議長：岡田 一夫君

7番 安松委員。

7番 安松 智君

7番 安松でございます。12ページの新たな農業経営を営もうとする者の参入促進、平成31年度及び令和元年度の目標及び活動計画ですが、ここで新規就農者、2番ですね、参入目標数2経営体、参入目標面積0.6haとなっていますが、これは市の計画との整合性の関係からこの数字になっているのでしょうか。本日の議案ですでに2経営体あり、面積も超えているので、それを鑑みればもう少し大きい計画を作られても良いのではと思うのですが、他の計画との整合性の関係からそうなっているのかというのが1点。それから活動計画の中身について、新規就農者の掘り起こし、就農相談会や体験セミナーの充実とありますが、どちらかというこれは農業委員会というよりも、行政の方がやっている中身がここに書いてあるという感じがしております。一方、平成30年度の点検評価を見ると、4ページに活動実績等が書いてありますけども、これには市、JA、県普及部等関連機関で組織する協議会云々ということが書いてあり、むしろこれが農業委員会の立場としては正しいのではないかという感じがしますので、協議会の一員としての役割として、進捗状況の管理とか、そういったことを書いてはいいかなかなかなと思っております。以上でございます。

事務局：堀江 雄二君

失礼いたします。まず、1点目の活動計画の参入目標面積ですが、安松委員のお見込みのとおりで、市の総合戦略に基づく農林振興課の目標数値があがってきております。総合戦略は第二次の策定を予定していると伺っておりますので、またそのところでも目標数値が示されるのではと思います。今年度はもうこの形しか、元となる数値がないのですが、新たな総合戦略の内容にもよりますが、次年度からこの数値はまた新たな目標数値を出していくことになるかなかなと思っております。2点目の活動計画ですが、活動実績とある意味連携はしていくのですが、計画につきましては安来地域担い手育成総合支援協議会の取組みをあげています。担当は仰るとおり市の農林振興課ですけれども、農業委員会事務局も会議へ出席しておりますので、なかなか独自のものは難しい中で、市とも一定の共同関係にはあるのかなかなかなということ、このような形で書かせていただいているのが現状でございます。ご理解いただきたいと思っております。以上です。

議長：岡田 一夫君

安松委員、よろしいでしょうか。

7番 安松 智君

7番 安松でございます。活動計画について、中身は了解しましたが、最初のところで、関係機関と連携を取りながら、あるいは協議会の一員として、というようなことを一言付け加えていただければ、間違いのないのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局：堀江 雄二君

了解いたしました。

議長：岡田 一夫君

他に質問はありますか。

議長：岡田 一夫君

それでは質疑がないようですので採決いたします。議題9 2号については提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に 議題9 3号については提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第2 2回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後 3時25分)

以上 会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため署名押印する。

安来市農業委員会 議長

安来市農業委員会 委員

安来市農業委員会 委員